

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
I 基本的考え方 I－2 監督指針策定の趣旨 指定機関は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 58 号）において、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）を含む 16 の法律に創設された金融 A D R 制度の中核となる機関であり、平成 22 年 10 月に紛争解決等業務を開始した。 指定機関が紛争解決等業務を開始した後、金融トラブル連絡調整協議会（注 1）等において、指定機関に係る課題等を議論してきた。また、平成 25 年 3 月には、それまでの指定機関の業務遂行状況の検証や金融 A D R 制度の在り方の検討を行った「金融 A D R 制度のフォローアップに関する有識者会議」（注 2）において、その議論が取りまとめられた。同取りまとめにおいて、指定機関は、利用者保護に一定の役割を果たしているとの評価がある一方で、指定機関等に対する利用者の信頼性・利便性の向上、各指定機関間において分かり易く整合的な手続の構築及び各指定機関間の連携強化等が求められている。 以上の経緯を経て、指定機関に対する監督の透明性を確保し、金融 A D R 制度に対する利用者の信頼性の向上に資するため、上記の取りまとめを参考としつつ、<u>共通する監督の着眼点及び手法等を整備することとした（注 3）</u>。この際、指定機関に係る指定の申請に対する審査基準を定めた「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 A D R）に関する留意事項について（金融 A D R ガイドライン）」の内容も踏まえていることから、本監督指針の策定に伴い、同ガイドラインは廃止する。 本監督指針は、指定機関の業務運営態勢等を踏まえ、様々なケースに対	I 基本的考え方 I－2 監督指針策定の趣旨 指定機関は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 58 号）において、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）を含む 16 の法律に創設された金融 A D R 制度の中核となる機関であり、平成 22 年 10 月に紛争解決等業務を開始した。 指定機関が紛争解決等業務を開始した後、金融トラブル連絡調整協議会（注 1）等において、指定機関に係る課題等を議論してきた。また、平成 25 年 3 月には、それまでの指定機関の業務遂行状況の検証や金融 A D R 制度の在り方の検討を行った「金融 A D R 制度のフォローアップに関する有識者会議」（注 2）において、その議論が取りまとめられた。同取りまとめにおいて、指定機関は、利用者保護に一定の役割を果たしているとの評価がある一方で、指定機関等に対する利用者の信頼性・利便性の向上、各指定機関間において分かり易く整合的な手続の構築及び各指定機関間の連携強化等が求められている。 以上の経緯を経て、指定機関に対する監督の透明性を確保し、金融 A D R 制度に対する利用者の信頼性の向上に資するため、上記の取りまとめを参考としつつ、<u>16 の法律に共通する監督の着眼点及び手法等を整備することとした（注 3）</u>。この際、指定機関に係る指定の申請に対する審査基準を定めた「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 A D R）に関する留意事項について（金融 A D R ガイドライン）」の内容も踏まえていることから、本監督指針の策定に伴い、同ガイドラインは廃止する。 本監督指針は、指定機関の業務運営態勢等を踏まえ、様々なケースに対

改 正 後	現 行
応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目等の全てを各々の指定機関に一律に求めているものではない。したがって、各評価項目等における字義通りの対応が行われていない場合であっても、利用者保護等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目等に係る機能が形式的に具備されていたとしても、利用者保護等の観点からは必ずしも十分とはいえない場合もあることに留意する必要がある。 (注１)・(注２) [略] (注３) ① 本監督指針において、便宜上、金商法、同法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）及び金融商品取引法第 5 章の 5 の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 77 号。以下「指定機関府令」という。）における該当条項を示している。なお、<u>現在</u>は、<u>金商法</u>を含む <u>19</u> の法律において、金融 A D R 制度に関する同旨の規定が措置されており、他の法律により指定された指定機関については、その法律の該当規定を適用する。 ② 指定機関制度が導入された <u>19</u> の法律は以下の通り。 ・ 金商法 ・ 無尽業法（昭和 6 年法律第 42 号） ・ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号） ・ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号） ・ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号） ・ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）	応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目等の全てを各々の指定機関に一律に求めているものではない。したがって、各評価項目等における字義通りの対応が行われていない場合であっても、利用者保護等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目等に係る機能が形式的に具備されていたとしても、利用者保護等の観点からは必ずしも十分とはいえない場合もあることに留意する必要がある。 (注１)・(注２) [略] (注３) ① 本監督指針において、便宜上、金商法、同法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）及び金融商品取引法第 5 章の 5 の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 77 号。以下「指定機関府令」という。）における該当条項を示している。なお、<u>金商法</u>を含む <u>16</u> の法律において、金融 A D R 制度に関する同旨の規定が措置されており、他の法律により指定された指定機関については、その法律の該当規定を適用する。 ② 指定機関制度が導入された <u>16</u> の法律は以下の通り。 ・ 金商法 ・ 無尽業法（昭和 6 年法律第 42 号） ・ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号） ・ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号） ・ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号） ・ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）

改正後	現 行
・協同組合による金融事業に関する法律（昭和 24 年法律第 183 号） ・信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号） ・長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号） ・労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号） ・銀行法（昭和 56 年法律第 59 号） ・貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号） ・保険業法（平成 7 年法律第 105 号） ・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号） ・農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号） ・信託業法（平成 16 年法律第 154 号） ・株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号） ・資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号） ・事業性融資の推進等に関する法律（令和 6 年法律第 52 号） <u>〔削除〕</u>	<u>〔新設〕</u> ・信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号） ・長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号） ・労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号） ・銀行法（昭和 56 年法律第 59 号） ・貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号） ・保険業法（平成 7 年法律第 105 号） <u>〔新設〕</u> ・農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号） ・信託業法（平成 16 年法律第 154 号） <u>〔新設〕</u> ・資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号） <u>〔新設〕</u> ・証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）第 57 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和 62 年法律第 114 号）
Ⅱ 指定紛争解決機関の監督に係る事務処理上の留意点等	Ⅱ 指定紛争解決機関の監督に係る事務処理上の留意点等
Ⅱ－２ 検査部局との連携等	Ⅱ－２ 検査部局との連携等
（１）検査部局による検査着手前の連携 指定機関に対する検査着手に当たり、<u>金融トラブル解決制度推進</u>	（１）検査部局による検査着手前の連携 指定機関に対する検査着手に当たり、<u>企画市場局総務課金融トラ</u>

改正後	現 行
室（以下「金融ＡＤＲ室」という。）は指定機関の検査を行う検査部局に対し、検査着手先の指定機関に係る以下の事項について説明を行うものとする。 ①～⑥〔略〕 （２）〔略〕 Ⅱ－５ 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅱ－５－１ 行政指導等を行う際の留意点 指定機関に対して、行政指導等（行政指導等とは、行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３）〔略〕 （４）行政指導の方式（行政手続法第３５条） ①〔略〕 ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第３５条第４項各号に該当する場合を除く。）。 イ．～ハ．〔略〕	<u>ブル解決制度推進室</u>（以下「金融ＡＤＲ室」という。）は指定機関の検査を行う検査部局に対し、検査着手先の指定機関に係る以下の事項について説明を行うものとする。 ①～⑥〔略〕 （２）〔略〕 Ⅱ－５ 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅱ－５－１ 行政指導等を行う際の留意点 指定機関に対して、行政指導等（行政指導等とは、行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３）〔略〕 （４）行政指導の方式（行政手続法第３５条） ①〔略〕 ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第３５条第３項各号に該当する場合を除く。）。 イ．～ハ．〔略〕

改 正 後	現 行
Ⅱ－６ 行政処分を行う際の留意点 Ⅱ－６－１ 検査結果等への対応 （１）検査結果への対応 検査部局が実施した指定機関に対する検査については、検査結果を以下のとおり監督業務に適切に反映させるものとする。 ①～③ [略] ④ 証券取引等監視委員会事務局が行う検査において、証券取引等監視委員会より、金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき「行政処分その他の措置」について勧告があった場合、金融 A D R 室においては、その内容について検討を行った上で、金商法第 156 条の 58 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令、同法第 156 条の 59 第 1 項又は第 156 条の 61 第 1 項の規定に基づく行政処分その他の適切な措置を検討する。 （注）<u>検査部局</u>が行う検査においても、その内容について検討を行った上で、上記の行政処分その他の適切な措置を検討する。 （２）[略]	Ⅱ－６ 行政処分を行う際の留意点 Ⅱ－６－１ 検査結果等への対応 （１）検査結果への対応 検査部局が実施した指定機関に対する検査については、検査結果を以下のとおり監督業務に適切に反映させるものとする。 ①～③ [略] ④ 証券取引等監視委員会事務局が行う検査において、証券取引等監視委員会より、金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき「行政処分その他の措置」について勧告があった場合、金融 A D R 室においては、その内容について検討を行った上で、金商法第 156 条の 58 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令、同法第 156 条の 59 第 1 項又は第 156 条の 61 第 1 項の規定に基づく行政処分その他の適切な措置を検討する。 （注）<u>金融庁総合政策局リスク分析総括課</u>が行う検査においても、その内容について検討を行った上で、上記の行政処分その他の適切な措置を検討する。 （２）[略]